

[事案 22-165] 生存給付金支払請求

・平成 23 年 7 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

加入時の設計書に記載された据置生存給付金の金額と実際の受取金額に乖離があることを不服として、設計書記載の金額の支払いを求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年に保険料一時払いで加入した生存給付金付定期保険が、平成 23 年に満期となった。満期時の受取額が、加入時に設計書で説明されたのは約 146 万（生存給付金据置き累計額）であったのに、据え置き利率が下がったため実際の支払額は約 128 万と言われた。

下記理由により納得できないので、設計書記載の金額と既に受け取った金額の差額（約 18 万円）を支払ってほしい。

- (1) 加入時に、設計書記載の満期時受取合計額が必ず受けとれるとの説明を受けた。
- (2) 設計書にもラインマーカーで印をつけている。
- (3) 募集人自筆の書面でも 146 万の金額が明記されている。
- (4) 募集人は、据え置き利率が将来変動することについて説明しなかった。

<保険会社の主張>

下記のとおり、申立人の主張には正当と思われるだけの根拠がなく、請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が申立人に対し、設計書記載の満期時受取合計額を必ず受け取れると説明した事実はない。
- (2) 設計書の真ん中部分に、目立つように「〇〇〇〇（生存給付金）は自動据え置」との表題のもと「・・・据え置利率は、将来変動（上下）することがあります・・・」と記載されている。
- (3) 設計書の一部にラインマーカーが付されていることは事実であるが、そのことから、満期時受取合計額を確定額であると説明したとの事実を推認することはできない。
- (4) 募集人自筆の書面は、設計書の満期時受取合計額を詳細に説明したものであり、設計書には、上記（2）のように、据え置利率が変動することが記載されているため、満期時受取合計額が確定額であると誤信するはずはない。
- (5) 保険会社は申立人に対し、1 年に一度、保険契約の内容を記載した書類を送付しており、同書類には、据え置き利率も記載されており、申立人は据え置き利率を知っていたはずである。

<裁定の概要>

申立人の主張の法的根拠は判然としないが、裁定審査会では、①相手方会社との間に、満期時に生存給付金 146 万円を支払うことを内容とする契約が成立したので、同契約に基づき、約定の生存給付金を請求するか（請求①）、または、②募集人の不法行為（虚偽説明）による相手方会社の使用者責任に基づき損害賠償を請求するか（請求②）、いずれかであると解し、申立人および相手方会社から提出された書面等の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、本件申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

1. 請求①について

下記のとおり、申立人の主張する内容の保険契約（満期時に据え置き生存給付金として 146 万円を支払うという内容の契約）が成立したと認めることはできない。

- (1) 生命保険契約は附合契約であるため、その契約内容は保険約款によって定められるが、申立契約の約款によれば、生存給付金は、支払事由が生じた時から、会社所定の利率による利息をつけて自動的に据え置き、契約者から請求があったとき、または保険契約が消滅したときに支払うものとされている。そして、「所定の利率」は、経済情勢により変更することがあるものとされている。

そうすると、据置き利率が変動し得る以上、生存給付金の据置き額も利率に応じて変動することとなる。

- (2) 設計書には、満期時生存給付金据置き累計額 146 万円が確実に受取れる旨の記載はなく、逆に、「生存給付金は、お支払いのご請求がない場合、当社所定のすえ置利率で満期時まで自動的に据え置きます。据置き利率は、将来変動（上下）することがあります。」との記載が存在する。

- (3) 申立人は、募集人が満期時受取額 146 万円を確実に受取れる旨の説明をしたと主張するが、募集人はこれを否定しており、一般的に、募集人が設計書に記載されている内容と明らかに異なる説明をすることは、困難と思われる。

- (4) 確かに、募集人は、申立人による申込み後、契約成立前に、1 年目から 15 年目までの生存給付金と解約返戻金とを記載した自筆の書面を作成・交付しており、その中には、据え置き生存給付金（15 年目）として「146 万 3300 円」との記載がある。しかし、この書面は、設計書を前提にしながら、年毎の解約返戻金（と生存給付金）の説明をしているものと解され、設計書には上記(2)の記載があるのであるから、同書面をもって、募集人が据置き生存給付金として確実に「146 万 3300 円」を受け取ることができると説明したことにはならない。また、保険契約が附合契約である以上、同書面により、契約内容が決まるものではない（募集人にそのような権限もない）。

2. 請求②について

募集人が、申立人に対し、満期時受取合計額として 146 万円を確実に受け取れる旨の説明をした事実（虚偽説明の事実）は認められないので、募集人の不法行為による相手方会社の使用者責任も成立しない。

【注】 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のこと。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。